

大口町告示第24号

桜さんの何でも言っちゃ要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

桜さんの何でも言ってちょ要綱の一部を改正する要綱

桜さんの何でも言ってちょ要綱（平成２２年大口町告示第７７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「総務部政策推進課（以下「政策推進課」という。）」を「総務部秘書広報室（以下「秘書広報室」という。）」に改め、同条第３項中「政策推進課」を「秘書広報室」に改め、同条第２項第５号及び第６号中「政策推進課」を「秘書広報室」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 町は、回答書を送付した意見等と同一、継続その他の関連する意見等が投稿されたときは、当該意見等の所管課長に直接対応させることができる。この場合において、秘書広報室長は意見等を速やかに所管課に送付するものとし、所管課における意見等の事務処理は前項の例による。

第５条第１項及び第２項中「政策推進課」を「秘書広報室」に改める。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。